

轟 剣 友 会 ・ 会 則

- 第1条 本会は剣道の精神に則り会員の心身鍛錬を目的とする。
- 第2条
1. 本会は「轟剣友会」と称し、剣道を愛好するものの同好会とする。
 2. 本会の主たる事務所は、会長の自宅に置く。
 3. 本会の会員は、小・中学生とし、中学生は卒業時に脱会するものとする。
 4. 前項の中学卒業生で希望するものがあつた場合は、会員として残すことができる。
- 第3条 本会は第1条の目的を達成するために、次のことを行う。
剣道の基本技及び剣道精神の育成、その他目的遂行上必要と認められる事項。
- 第4条 会員の保護者は第1条の目的のため協力を必要とする。
- 第5条 会の運営を計るため次の役員をおく。
- | | |
|----------|-----|
| 1. 顧 問 | 若干名 |
| 2. 会 長 | 1名 |
| 3. 副 会 長 | 1名 |
| 4. 書 記 | 1名 |
| 5. 会 計 | 1名 |
| 6. 合宿担当 | 若干名 |
| 7. 会計監査 | 1名 |
- 第6条 役員は総会で選出する。
- 第7条 会長は本会を代表し会務を総括し、会長が事故にある時は副会長がこれを代行する。
- 第8条 役員の任期は1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。
- 第9条 総会は毎年1回定期に行う。ただし必要がある時は臨時に開くことができる。

第10条 本会の運営は役員がこれに当たる。

第11条 本会の会費は次の収入によって運営される。

1. 会費 月額 2,500円(小学生)

月額 1,000円(年長)

入会金 1,000円

但し中学1年生以上は、年額6,000円とする。

1家庭につき小学生が2名以上在籍した場合、

2人目以降の月謝を1000円引きとする。

2. 第2条第3項の会員については、会費を徴収しないものとする。

但し、団体加入登録料は自己負担とする。

3. その他運営上必要と認めた場合はこれを徴収することができる。

第12条 本会の事業年度は4月1日より始まり3月31日に終わるものとする。

第13条 本会の入会は原則として4月とする。入会希望者は会員を通じ規定の申し込み用紙に記入のうえ入会金を添えて申し込みを行うものとする。

第14条 会則及び附則の改正は総会の決議を要する。

附 則

1. 会員は別紙誓約書を差し入れるものとする。
2. 会員はスポーツ安全協会傷害保険に加入する。
3. 1年以上会員であった者が中途脱会する場合は記念品等を餞別として給する。
4. 小学卒業生・中学卒業生には記念品等を給する。
5. その他慶弔等については役員に一任する。
6. 会員が1ヶ月以上の欠席の場合、事前に申し出があった場合に限り会費は第11条に関わらず月額500円支払うものとする。
7. この会則及び附則は昭和51年6月1日から施行する。
8. 改正後の会則は昭和56年5月1日から施行する。
9. 改正後の会則は昭和59年4月1日から施行する。
10. 改正後の会則は平成4年4月1日から施行する。
11. 改正後の会則は平成24年4月1日から施行する。
12. 改正後の会則は平成30年4月1日から施行する。
13. 改正後の会則は令和6年6月1日から施行とする。

剣友会の運営について

ご承知のとおり、本剣友会は同好会であり、その運営は会員のご父母の皆様のご協力で成り立っております。

また、稽古・指導につきましては第一機動隊のご厚意によっており、道場（轟町中学校道場）をお借りしている次第です。

このことから、会員及びご父母の皆様には、下記の『注意事項』に留意していただき、剣友会の円滑な運営にご協力くださいますようお願いいたします。

1. 稽古日は火、木を原則とします。
2. 稽古時間・場所は、

火	19:00～21:00	轟町中学校道場
木	19:00～21:00	轟町中学校道場

を原則とします。時間の変更については随時連絡します。
稽古前後に小学生は雑巾がけをすること。
3. 健康状態をよくみて、稽古に参加させてください。
インフルエンザ等の感染症罹患の場合について
〈会員本人〉
千葉市教育委員会保健体育課の基準に準じます。
〈家族〉
千葉市教育委員会保健体育課の基準に準じ、かつ本人に症状が見られない場合は参加可とする。
〈学級閉鎖等〉
学級閉鎖等解除までは参加不可とする。
4. 稽古等の送迎は、保護者の管理監督の下に行い、保護者の稽古中の付き添いについては、ケガや熱中症等、急な対応をお願いする必要があるため、極力帯同していただくようお願いいたします。
5. サンドル履きは、稽古の行き帰りでの怪我の心配があるので禁止する。
つま先が覆われ、かかとが固定できる物は許可する。

6. 会員の自転車での稽古通いは原則として禁止する。
遠方の会員の自転車の使用については、先生と会長が相談の上、許可を出した場合に限り認めていますので、会長に相談してください。
7. 稽古の行き帰りに、『飲み物・菓子類』を購入し飲食しないこと。
8. 病気等で長期欠席（2週間以上）の場合、会長まで連絡してください。
9. 竹刀の手入れは、家庭で行っておくこと。
また竹刀は2本（1本は予備）持たせてください。
（ささくれや中が折れていたりすると大変危険です。）
10. 必要な道具（手拭い・竹刀・つば・つば止め等）を忘れないように注意すること。
11. 道場では以下の点に注意してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">★ 道場へ出入りするときは、必ず黙礼をすること。★ 靴は靴箱に入れる。★ 会員は、当番に名前を告げ稽古に入ること。★ 学校の名札は危険ですので稽古前にはずしておくこと。★ 防具を着用する時は正座すること。★ 道場に入る前には、靴下を脱ぎ素足になること。★ 稽古中は会員以外の子どもは危険ですので、学校の用具には触れないこと。★ 特に、見学者や当番で小さな子供を連れてきた場合は、注意願います。★ 携帯電話はマナーモードにしてください。 |
|---|

12. 会費は翌月の10日迄に納入してください。
なお、月末に会費袋をお渡し致します。
13. 出稽古に行く場合は、会長へ連絡し先生の許可を得てください。
出稽古先では、轟剣友会の会員であることを自覚し礼節を重んじること。

追記 1. 轟剣友会のカラーは菖蒲^{しょうぶ}色です。

試合参加について

1. 選手の試合参加のために車出しをお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
乗り合わせをした場合の交通費は、乗車人数による等分とします。
〈参考〉
$$\text{往復距離 (km)} \times \text{ガソリン平均価格 (円)} \div \text{平均燃費 (km)} + \text{駐車料金}$$
2. 選手に選ばれた会員は、轟剣友会の会員であることを自覚して試合に臨んでください。
3. 試合会場では、団体行動をとりマナーを守ってください。
4. マンガやゲームなど、試合に関係ないものは持ってこないでください。
疲労回復などにつながるお菓子の持参は許可しますが、交換・食べ歩きをしないように、ルールは守ってください。
例) ゼリードリンク、ナッツ、チョコレート等
5. 試合の前日には竹刀の点検を必ず行い、当日は最低でも2本は必ず持ってきてください。
6. 試合では試合用剣道着を着用しますので、出場が決まったら役員（担当）に申し出て借用してください。その後は各自で管理をお願いします。
サイズを変更したい場合は役員（担当）までお願いします。
7. 原則として試合への参加費については、個人戦は実費をお願いします。
中学生の試合への参加費は団体戦においても参加者で等分し、実費をお願いします。

当 番 に つ い て

前月末までに翌月の当番体制を書記担当が作成しお知らせします。基本的には同垂の着装ができた会員の保護者が週毎に担当します。急な欠席などで当番ができない場合は相談してください。

1. 稽古開始10分前に道場に到着すること。
2. 会員に、靴は靴箱の中に入れるように指導すること。
3. 稽古開始までに救急箱、出席簿を用意し待機すること。
4. 出席簿は、会員及び出稽古者自ら名乗らせて当番が記入すること。
5. 会費を受け取った場合は、会費袋及び出席簿の備考欄に、日付と金額を記入し会計担当に渡すこと。
(会計担当がいないときは、役員に渡す。)
6. 救急箱は、毎回当番が点検し、不足に気付いた場合は役員にその旨連絡すること。
7. 担当から依頼された手紙や会費袋などを配布すること。
(配布漏れがないように気を付けてください。)
8. 稽古中、中座する場合は、必ず道場にいる役員または保護者に伝え、終了15分前までに道場に戻ることに。
(但し緊急時にはすぐ道場に戻れるようにすること。)
9. 稽古前後には、すみやかに掃除をさせること。
10. 幼児等稽古参加者以外が、稽古の妨げにならないよう留意すること。
11. 自主トレーニングの時は事故や怪我のないように留意すること。

- 1 2. 当番終了後は片付けをし、次の当番に引継ぎし、2人で確認しながら施錠を行うこと。
(戸・窓の鍵、照明の確認をすること。)